

模倣品・海賊版対策の相談業務に関する 年次報告

2019年6月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

（総合窓口の設置の経緯と概要）

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」は、2004年8月に、企業等からの要望を受けて経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室に、政府の一元的な相談窓口として設置され、相談業務をスタートさせました。政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立に対し、関係省庁と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。

また、2005年4月からは、相談窓口における業務の一環として、外国における制度や運用に問題があって、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合、企業・団体等からの申立てを受けて侵害状況調査等を実施し、必要に応じて、政府間協議や国際的な枠組みを活用することによって問題の解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用が行われています。

（近年の模倣品・海賊版を巡る状況）

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生していますが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた多国間・二国間での国際的な枠組みや、各国の知財関連の制度整備が進展し、被害発生国における知財保護意識や、取締当局の執行能力の向上も図られてきています。

しかしながら、模倣品・海賊版による被害は、法の日や取締当局の監視の目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。さらには、インターネットの普及と国境をまたいだ電子商取引の急速な進展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。さらには、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が、「ただ乗り」する模倣品・海賊版行為を見過ごせば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。また、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることによって、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながり、社会の持続的な成長を阻害する要因にもなります。

こうした中で、2009年に、世界最大の模倣被害の発生国である中国と、日本政府との間で、知財保護に関する4つの覚書が交換され、知財保護の協力と交流関係の強化が図られました。2010年以降、当該覚書に基づいて、中国政府機関との間で具体的な取組がスタートし、今日まで継続的な取り組みが官民それぞれの特色を活かして進められています。

（本報告書について）

2005年6月10日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2018年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

政府総合窓口の業務報告

1. 相談業務の状況

(1) 政府総合窓口の相談受付状況

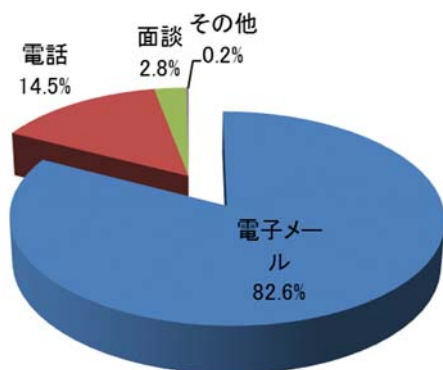
① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月に窓口が設置されて以来、2018年12月末までに合計12,983件の相談や情報提供等を受け付けました。

受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の82.6%に上っています(図表1)。

受付方法の内訳は、電子メールからの受付が8割以上を占めており、傾向に大きな変化は見られません。

図表1 受付方法の内訳



【合計12,983件】

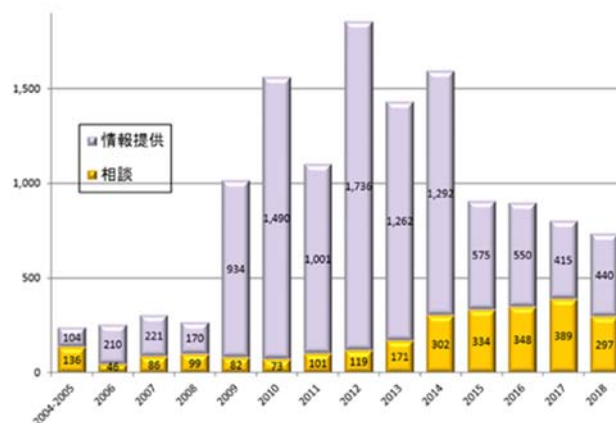
(注)「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

2018年1～12月の受付件数の総数は、2017年に比べて1割弱ほど減少し、737件となりましたが、このうち相談件数は297件でした。他機関の相談窓口が多様化・充実化されたことが、相談件数が減少した理由として考えられます。(図表2)。

この297件について分析したところ、被害を受けた権利者からの相談は91件、模倣品等を購入してしまった消費者からの相談は38件、その他の相談は168件でした。

2018年についても、権利者・模倣品等を購入してしまった消費者以外からの相談、例えば、ある商品を購入・輸入等をしようとする事業者が、当該商品の購入等が権利侵害に該当するのかどうかといった内容の相談が寄せられています。

図表2 受付件数の推移

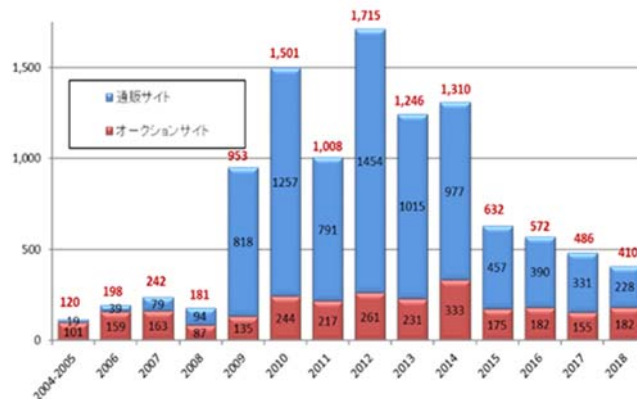


② インターネット取引関連の相談・情報提供

2018年1～12月に受け付けた737件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報提供が410件と全体の55.6%となっています(図表3)。

2017年のインターネット取引に関する相談・情報提供は486件(全体の60.4%)であり、インターネット取引に関する相談が占める割合は、2017年から5%ほど減少しました。

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移



相談窓口には、知的財産権を侵害しているとする通販サイト、オークションサイトに関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。当窓口で受けたこれらの情報提供については、警察庁など関係機関にも共有しています。

また、2009年以降、侵害サイトに関する消費者からの情報提供が増えましたが、これは、消費者模倣品・海賊版等の不正商品を巡る消費者取引に関する相談を受け付けている各都道府県の消費生活センター等から当窓口を紹介されたこと、インターネットによる情報提供の受付を開始したことが考えられますが、通販サイト事業者における取組が進む中で、事業者の情報受付窓口の周知などを背景として、当窓口への相談・情報提供の件数は減少しているものと考えられます。

さらに、近年の相談の中には、フリーマーケットサイトやオークションサイト、SNSなどを利用したインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供も数多く寄せられており、2018年のインターネット取引関連の相談・情報提供のうち、個人間取引に関するものが44.4%を占めており、増加傾向にあります。

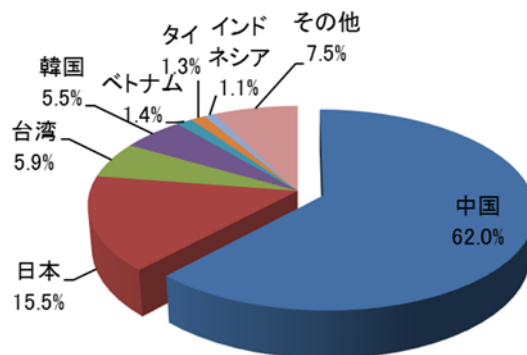
(2) 国・地域別の相談件数

2004年～2018年の間に受け付けた相談案件2,583件のうち、模倣品の製造（発生）国・地域が判明しているものが710件ありました。このうち中国（香港を含む。）に関する相談案件が全体の6割以上を占めています。次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます（図表4）。

ただし、日本に関する相談の内容は、近隣の店舗の名称が有名ブランドと似通っている、自己の商号等が他社の商標と同一であるが大丈夫なのかといった国内での商標や商号の使用に関するものが多く、必ずしも模倣品の製造国が日本であるという内容ではない点に留意が必要です。

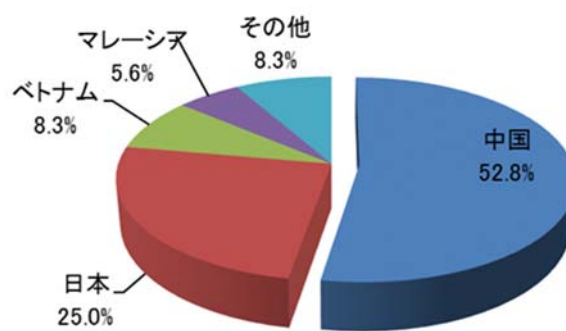
2018年の海外での模倣品の製造（発生）国・地域を見ると、中国に関する相談案件が全体の5割以上を占めており、ベトナム、マレーシアと続いています（図表5）。

図表4 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2004～2018年の累計）



【2004年～2018年 累計710件】

図表5 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2018年）



【2018年 計36件】

(3) 知的財産権別の相談件数

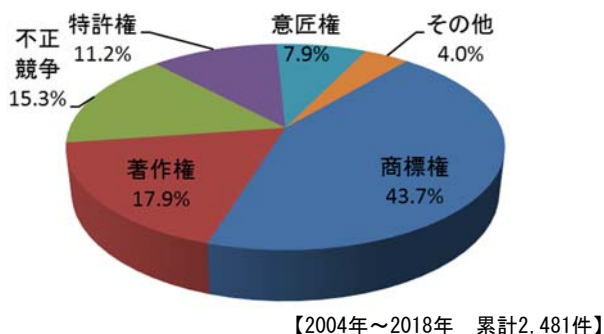
2004年～2018年に受け付けた相談案件2,583件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなのが2,481件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の43.7%と最も多く、次いで、「著作権（17.9%）」、「不正競争（15.3%）」、「特許権（11.2%）」、「意匠権（7.9%）」の順となっています（図表6）。

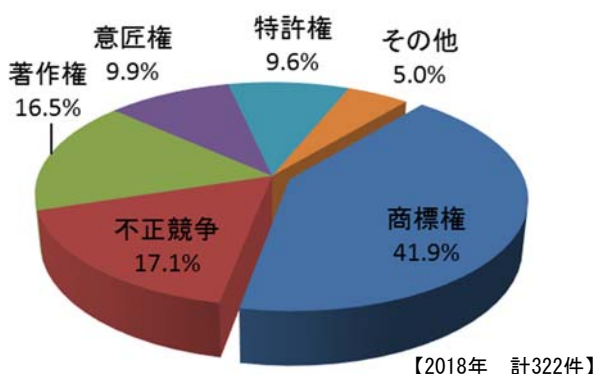
また、2018年の権利別相談件数は、「商標権」が全体の41.9%を占め、「不正競争（17.1%）」、「著作権（16.5%）」、「意匠権（9.9%）」がこれに続いています。前年に比して、不正競争関連の割合が増加しました（2017年は「商標権（42.4%）」、「著作権（14.2%）」、「特許権（12.8%）」）。（図表7）。

「不正競争」に関する相談の中では、不正競争の類型の一つである商品形態の模倣（デッドコピー）に関する内容が多く、「意匠権」に関する相談とあわせて、商品形態の模倣被害が権利者にとって深刻となっていることがうかがえます。

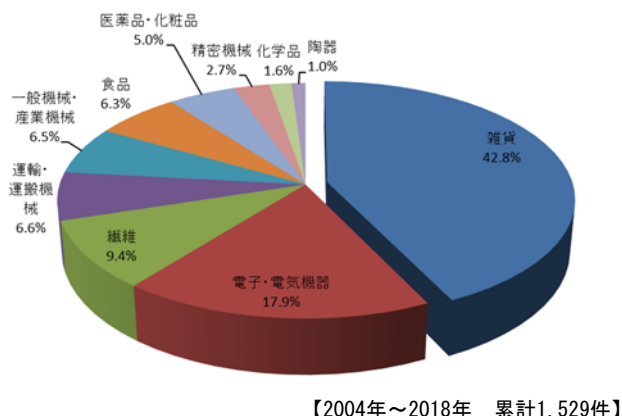
図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合
(2004～2018年の累計)



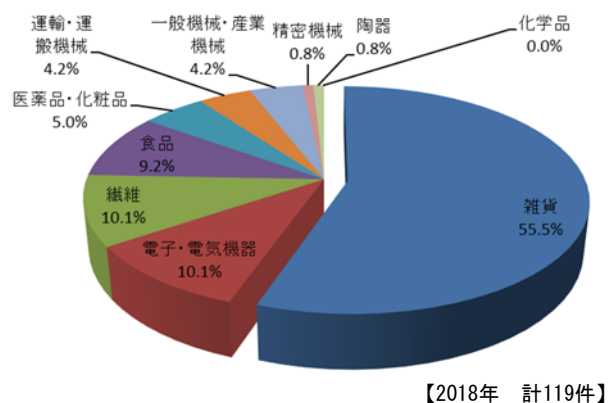
図表7 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合
(2018年)



図表8 商品分野別の相談案件の割合
(2004～2018年の累計)



図表9 商品分野別の相談案件の割合 (2018年)



【全2,408件】

(4) 商品分野別の相談件数

2004年～2018年に受け付けた相談案件2,583件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,529件についてみると、「雑貨」が全体の42.8%と最も多く、「電子・電気機器 (17.9%)」、「繊維 (9.4%)」、「運輸・運搬機械 (6.6%)」がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています (図表8)。

2018年は、「雑貨」の占める割合が半分以上を占めますが、その他の商品の構成についても、前年から大きな変化は見られません (図表9)。

(5) 具体的な相談事例

模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係府省・関係機関とも連携を取って、相談者に助言を行っています。

具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介が多いですが、近年のよく受ける相談例として、次のようなものがあります。

また、例年、相談等口には並行輸入に関する相談が多数寄せられており、簡単な解説を紹介することにいたします。

【例1】中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手ECサイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。とりうる対応を教えてください。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、あるいは、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。また、オンライン対策としては、ECサイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

【例2】意匠権を取得していない場合の対応方法

○相談内容

意匠権は取得していないが、当社製品の形態が国内競合他社に模倣され、製造・販売されている。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。

○回答

日本において、他人の商品形態の模倣行為は不正競争防止法により禁止されています。したがって、不正競争防止法違反を根拠に販売の差止めを求めることが考えられますが、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるため、販売開始時期を確認する必要があります。

【例3】並行輸入に関する相談と解説

当窓口には、毎年、いわゆる「並行輸入」に関する相談が多く寄せられています。並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入するに際し、日本における総代理店

等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店を通さずに総代理店以外の者が別ルートで輸入することをいいます。

例えば、この問題に関連する相談として、東南アジアから有名ブランドのTシャツを日本に輸入して販売しようと考えているが問題ないかといった相談、有名ブランドのロゴが入ったゴルフウェアをアメリカにおいて購入し、別企業のロゴを刺繍した上で日本へ輸入し、販売することは問題ないかといった相談、海外で販売されている有名企業のロゴが入った玩具を日本へ輸入する際に何らかの問題が生じるかといった相談などがあります。

そもそも、商標権者の許諾を得ないで登録商標の付された指定商品の輸入を行うことは、商標権の侵害にあたるというのが形式上の帰結で、かつてはそのような考え方が一般的でした。しかしながら、現在では、商標権者から商標の使用許諾を得ていなくても、以下の要件を満たし、「真正商品」の並行輸入に該当する場合には、違法性が阻却され、商標権の侵害にあたらないとされています。（最高裁平成15年2月27日判決）

具体的には、①並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者またはその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること、②輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律的にもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること、③並行輸入された商品と日本の商標権者が登録商標を付した商品とが、その登録商標の保証する品質において実質的差異がないと評価されることの3要件を満たす必要があります。

このため、並行輸入であっても、これら3つの条件を一つでも満たさない場合には、商標権侵害となる可能性があります。

なお、並行輸入についてお悩みの点がございましたら、政府模倣品・海賊版対策総合窓口にご連絡ください。

2. 海外侵害状況調査制度について

(1) 制度概要

海外侵害状況調査制度は、2004年12月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において創設が決定された政府模倣品・海賊版対策総合窓口の機能の一つであり、外国政府の制度や運用面に問題があり、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合に、企業または業界団体等からの申立てを受けて侵害相手国の制度等を調査し、必要に応じて政府間協議や世界貿易機構(WTO)などの国際的な枠組みを活用して問題の解決を図る制度です。

<制度の流れ>

- 日本国内の企業または業界団体等が侵害に関する必要な証拠と共に政府模倣品・海賊版対策総合窓口に申立を行う。
- 政府は、調査を実施するか否かを原則45日以内に決定し、調査を実施する場合は、その調査結果を原則6ヶ月以内に申立者に回答する。
- 調査の結果、問題があると判断された場合は、二国間協議等の問題解決に向けた取組を実施する。

(2) これまでの申立ての状況

これまでに本制度に基づく申立てとしては、①香港における商号登記の問題(2005年4月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA))、②トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題(2010年2月、JEITA)、③マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題(2011年7月、(一社)日本動画協会(AJA)及び(一社)日本映像ソフト協会(JVA))の3件があります。

いずれについても、日本政府は、申立に基づき当該国の制度・運用の実態調査を開始し、問題があると判断されたことから、当該政府と協議を実施し、制度・運用の見直しの要請を行った結果、問題の解消につながる制度改善等が図られてきました。

なお、2018年については、企業等からの申立てはありませんでした。

【過去の申立1】

香港における商号登記の問題

2005年4月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から次の内容の申立てがありました。

世界的に著名な日本の電機メーカー6社の商標と同一又は類似の商号が、香港において無断で登記され、第三者の商号の一部として使用されるとともに、登記された商号が中国で生産・販売されている部品に使用される被害が生じていました。しかしながら、香港の法制度では、商標権者である日本の電機メーカーが商号を抹消・変更する手段がありませんでした。

第三者が無断で著名な登録商標や商号と類似した商号を登記した場合、商標権者等は、商号登記の抹消を求める裁判を提起します。しかし裁判に勝訴しても、香港の法律上は、勝訴の判決に基づいてその商号を登記簿から抹消する権限が企業登記所に認められておらず、登記者(被告)が判決を履行しない限り、商標権者等が自ら商号を抹消することができませんでした。

2005年5月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、香港特別行政区政府(以下「香港政府」)の制度・運用の実態調査を開始し、同年10月、「商標又は商号の無断使用に関する救済措置が不十分であり、申立人の知的財産権の利益保護に関して香港の制度・運用等の対応に問題があると判断する」旨、申立者に回答しました。

また、その後、日本政府は、香港政府と4回に渡り協議を実施し、香港政府に対して制度・運用の見直しの要請を続けてきました。

こうした取組によって、香港政府は、2007年から会社法の全面改正作業に着手し、我が国の要請に沿った形で、2011年7月、会社法が改正されました(施行は同年12月)。

香港で登記され中国で不正使用されている我が国企業の商号



(正当な商号の例)

松下電器国際物流(香港)有限公司

(不正使用の例)

松下電業(香港)國際集團有限公司

【過去の申立2】

トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題

2010年2月、JEITAから次の内容の申立てがありました。

トルコで、世界的に著名な登録商標が侵害され、かつ改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判において無罪が言い渡されるケースが続出しており、その中には捜査段階で押収した権利侵害品を侵害者に対して返還する旨の判決が言い渡されるケースもありました。

2010年6月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、トルコ政府の制度・運用の実態調査等を開始しました。

同年11月には、日本、米国、欧州が共同でトルコ政府に対し、本件の早期対応を求めました。

また、2012年2月にはWTOの貿易政策検討機関（TPRB）対トルコ審査会合において改正商標法の早期成立を要請し、2012年7月には第1回日トルコ貿易・投資サミットの場において、枝野経済産業大臣が、チャーヤン・トルコ経済大臣に対し、商標法改正案の早期成立を期待する旨発言しました。さらに、2013年6月には、トルコにおいて関連政府機関（国会、司法省、特許庁、最高検察院等）を訪問し、直接早期成立を促すなど、日本政府として様々な場を活用しつつ、本件の早期対応の要請を継続してきました。

この点、トルコでは、2017年1月10日に特許、商標、意匠、地理的表示の保護に関する規定が一つの法律に組み込まれた新たな産業財産法が施行されました。

マレーシアで流通している海賊版DVDの例



海賊版（マレーシア）

正規版（日本）

【過去の申立3】

マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題

2011年7月、（一社）日本動画協会（AJA）及び（一社）日本映像ソフト協会（JVA）から次の内容の申立てがありました。

日本の映像作品の海賊版DVDがマレーシア国内において多数販売されているが、その海賊版DVDの中には、マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」に基づき、正規版を示すホログラムシールが貼付されているため、あたかも正規品であるかのごとく国内外の消費者に誤解を与えているというものです。

2011年8月、日本政府は、AJA及びJVAからの申立てに基づき、マレーシア政府の制度・運用の実態及び被害の状況についての調査を開始しました。

当該調査の結果、日本政府はマレーシアにおける制度の運用に問題があると判断し、2012年2月に、AJA及びJVAに対し調査結果の回答を行いました。

調査結果を踏まえ、日本政府は2012年4月、2012年6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア政府との協議を実施し、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報をインターネット上で公開するようになりました。その結果、権利者は容易に不正な許可情報を把握することができるようになり、刑事告発することが可能な状況となりました。

3. 情報提供の取組

政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のホームページを設置し、模倣品・海賊版対策に関する各種の情報を提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは総合窓口寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方針、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報や、ますます巧妙化する模倣

品に対しても、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組の事例集(図表11)も掲載しています。

さらに、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

前述2.の海外侵害状況調査制度(いわゆる「協議申立制度」)についても、手続や処理の流れ等をわかりやすく記載しています。

図表 11 模倣品・海賊版対策事例集

事例集作成の背景・目的

- ・日本企業の模倣品・海賊版被害は中国をはじめとする世界の広い地域で発生し、模倣事業者の手法も益々巧妙化している。こうした状況下で、多くの日本企業が**試行錯誤をしながら模倣品対策の経験値を高めている。**
- ・一方で、初めて被害に直面した企業、特に中小企業などでは**知識・マンパワーの不足やコスト面などの理由から対策に手が回っていない、**或いは、**問題に関する関心が低い**ために被害があることすら把握していない企業も依然として少なくない状況である。
- ・本事例集は、このような現状認識に基づき、30以上の企業等にヒアリングを実施し、**実例(模倣品対策の経験)に基づく対策のポイントなどを実務的に解説することで、模倣品・海賊版問題に直面する我が国企業の効果的な対策を促進することを目的としている。**

想定している事例集の読み手

～比較的簡単に取り組める事例から、高度で複雑な事例まで幅広い事例を掲載～

「既に取組んでいる企業で**実効性や効率性の観点から更なる改善を図りたい企業**にとどまらず、**「模倣被害に初めて直面し対策が必要なもののどう対策してよいか分からない企業」**「**模倣品対策は訴訟などの面倒かつ費用がかかる対策が必要とためらっている企業**」「**事業の国際展開を考えているもの**の**知的財産戦略はこれからという企業**」など幅広いユーザーを想定

事例集の特徴

【特徴1】先進企業のみならず、中小企業等が読んでも「やる気」になる！
経験豊富な大企業の最先端の徹底した取組事例のみならず、中小企業や模倣品対策の経験が豊富で無い企業でも取組が容易な事例も掲載。

【特徴2】実際に成果が上がった事例を中心に構成。成果・効果も明示！
模倣品対策に取り組む企業の経験の中から成果が上がった事例を中心に構成。また、対策で実現できた効果もわかりやすく説明。

【特徴3】対策に係る背景・事情、対策のきっかけやポイントを説明！
事例集の読み手の具体的なアクションにつながるように、対策ステップを明示したり、問題の構図やどのような商品特性・事業特性があったのかをわかりやすく説明。

事例集掲載事例

模倣品を見つけてみよう	No.1: 全社モニタリングを実施① No.2: 展示会で、模倣品の監視・検発を実施②③ No.3: 顧客の意識向上のための働きかけ④ No.4: 模倣品を捉えて、顧客を啓発して売り込みを実施⑤⑥ No.5: 中国等での「展示会」を活用して、業界の姿勢を効率的にPR⑦⑧ No.6: 現地メディアと連携して大規模検発の報道で効果的な啓発活動を実現⑨ No.7: 公開処分で模倣品事業者への見せしめ効果と一般消費者啓発⑩⑪ No.8: 行政機関との信頼関係構築で公開で模倣品の処分を実施⑫⑬ No.9: ホログラムシール貼付により、税関での模倣品発見率向上⑭ No.10: 業界団体発行のマークの商標権を利用した海賊版対策⑮ No.11: OEM製造工場からの模倣品を防止(部品も含めた数量管理の徹底)⑯⑰ No.12: 偽造防止策を複合的に実施することで真贋判定を容易にする⑱ No.13: 事業範囲を超えて先回して権利取得し買戻登録を防ぐ⑲⑳ No.14: 主要商標は全額登録㉑	赤字: 基本事例
模倣品に対する意識を高めよう	No.15: 税関訪問での関係性を強化して差止め件数増⑳ No.16: 外資系企業との連携㉒ No.17: 行政機関(税関等)を対象に表彰活動等を実施㉓ No.18: 裁判所が地域業者を依頼し啓発活動の一環を担った事例㉔ No.19: 調査会社へのインセンティブ設計㉕㉖ No.20: 地域ごとに特色を持つ調査会社への包括委託㉗ No.21: 玉石混交の調査会社の良し悪しを見分ける調査㉘ No.22: 調査会社との年間一括契約で状況変化等を正確に把握㉙ No.23: 模倣品対策をグローバルな視点でとらえ模倣品流通の源流を叩く㉚ No.24: 調査により模倣品流通ネットワーク図を解明、キーの流通事業者を特定㉛ No.25: 「地方保護主義」回避のため大部商圏で捜査㉜ No.26: 行政機関の「処罰決定書」を民事訴訟で活用㉝ No.27: 「量から質へ」案件を「刑事訴訟」まで持ち込める案件(に限定)㉞ No.28: 流通事業者のみを対象とすることで市場から模倣品を駆逐㉟ No.29: 個人輸入の模倣品対策は、規模の大きな税関を定期訪問して実施㊱ No.30: 別印されたマークに着目して模倣品の「ターン」を分析 No.31: 著作権活用により、キャラクターを保護 No.32: インターネット上での特許依頼のみならず、追求・特定して検発㊱㊲ No.33: インターネット上で模倣品販売事業者への基本的な対抗策 No.34: インターネット模倣品販売事業者の決済口座を凍結 No.35: 税関の差止情報を分析して模倣品関連事業者を分類、悪質事業者の絞り込み No.36: 取引先顧客と「証の連携」で情報共有・共同検発㊳ No.37: 業界横断的に模倣品対策情報共有のためのポータルサイト㊴㊵ No.38: 個社の情報を権利者団体に集約して迅速な対応を可能に㊶㊷ No.39: 業界団体内の有志企業で共同検発を実施㊸ No.40: 取次企業等との共同検発に参加㊹ No.41: 税関認定から権利取得、民事訴訟まで一貫した対応をとる㊺㊻㊼ No.42: 権利取得に関する協議をおこなう行う社内体制構築 No.43: 知的財産の保護とライセンスの組み合わせ活用に関する戦略をもとに対策実施㊽㊾	
模倣品を予防しよう		
関係行政機関と連携しよう		
調査会社を使ってみよう		
模倣品業者を摘発しよう		
企業間で情報共有・共同検発をしよう		
模倣品対策の戦略を立てよう		

ホームページへの掲載

事例集は、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>)からダウンロードいただけます。